

# 経営者保証に関する 相談窓口を設置しています！



（こんなお悩みありませんか？）

創業資金を借りたい！  
経営者保証なしでも  
融資を受けられる？

事業拡大のため  
融資を受けたいけど  
経営者保証に参加するのは  
不安だな…

事業承継を考えている。  
後継者のため、  
経営者保証の不安を  
解消したい！

ぜひ愛知県信用保証協会にご相談ください！（相談無料）



**0120-454-754**（平日午前9時～午後5時）

音声ガイダンスにしたがって選択してください。

## ● 経営者保証とは

信用保証を利用して金融機関から融資を受ける際、経営者個人が法人の連帯保証人となることを「経営者保証」といいます。

中小企業・小規模事業者のみなさまのライフステージに応じて、  
経営者保証を不要とする保証制度や取扱いなどをご用意しています。

創業期	スタートアップ創出促進保証制度
拡大期	<ul style="list-style-type: none"><li>信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い（金融機関連携型、財務型、担保型）</li><li>プロパー融資借換特別保証制度</li><li>流動資産担保融資保証制度</li><li>特定社債保証制度</li></ul>
承継期	<ul style="list-style-type: none"><li>事業承継特別保証制度</li><li>経営承継借換関連保証制度</li></ul>

以上に加えて、令和6年3月15日から、  
保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱いが可能になりました。  
（事業者選択型経営者保証非提供制度等）

詳細は本協会ホームページをご確認ください。  
（本協会ホームページ「経営者保証の提供を不要とする取扱いについて」へリンク）

